

三菱UFJ年金ニュース 特別版

最近の年金関連トピックス

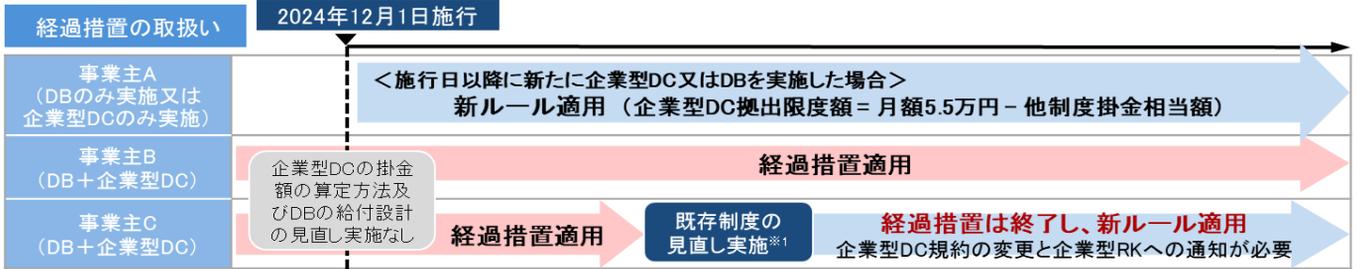
2022年4月

目次

本資料掲載のトピックス	…2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 公的年金の2022年度の年金額改定について	…5
1-2. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し等に伴う確定拠出年金法施行規則等の一部を 改正する省令等の公布	…6
1-3. 2022年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について	…10
2. その他トピックス	
2-1. 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定	…12
2-2. 人的資本の情報開示に新たな動き 日本も参考指針策定へ	…14
2-3. 政府「第2回全世代型社会保障構築会議」を開催	…16
3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2022年1月～3月)	…19

本資料掲載のトピックス

【DC拠出限度額経過措置の概要】



項目	経過措置の概要
拠出限度額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 2024年12月1日時点で、企業型DCとDB等を併せて実施している事業主については、「月額5.5万円 - 他制度掛金相当額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とし、引き続き施行時の企業型年金規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置の適用) 経過措置の適用を受けている事業主が、2024年12月1日以降に企業型DCの掛金又はDBの給付設計の見直し^{※1}を行った場合は、経過措置は終了する(事業主は企業型DC規約の変更申請および企業型RKへの通知が必要) 2024年12月1日以降、既存の企業型DCの掛金又はDBの給付設計の見直しを行わない限り経過措置の適用は継続する(事業主の名称・住所変更、事務委託先の金融機関の変更、実施事業所の追加等が生じて引き続き経過措置が適用) <p>※1 企業型DCについて、規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法(DC法第3条第3項第7号)の見直しを行った場合、DBについては、規約事項のうち、給付設計(DB法第4条第5号)の変更であって、DB法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の財政再計算を伴う見直しを行った場合</p>

【DC拠出限度額経過措置の取扱い】

経過措置が終了となるDBの規約変更の範囲

- ✓ 「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる**給付設計に関する事項**」とは、以下の範囲が該当する
- ✓ なお、**下記以外の事項のみに関する規約変更を行う場合は、経過措置は継続する**



※括弧内は規約型DB規約の場合の参考条項

DB財政再計算時の取扱い

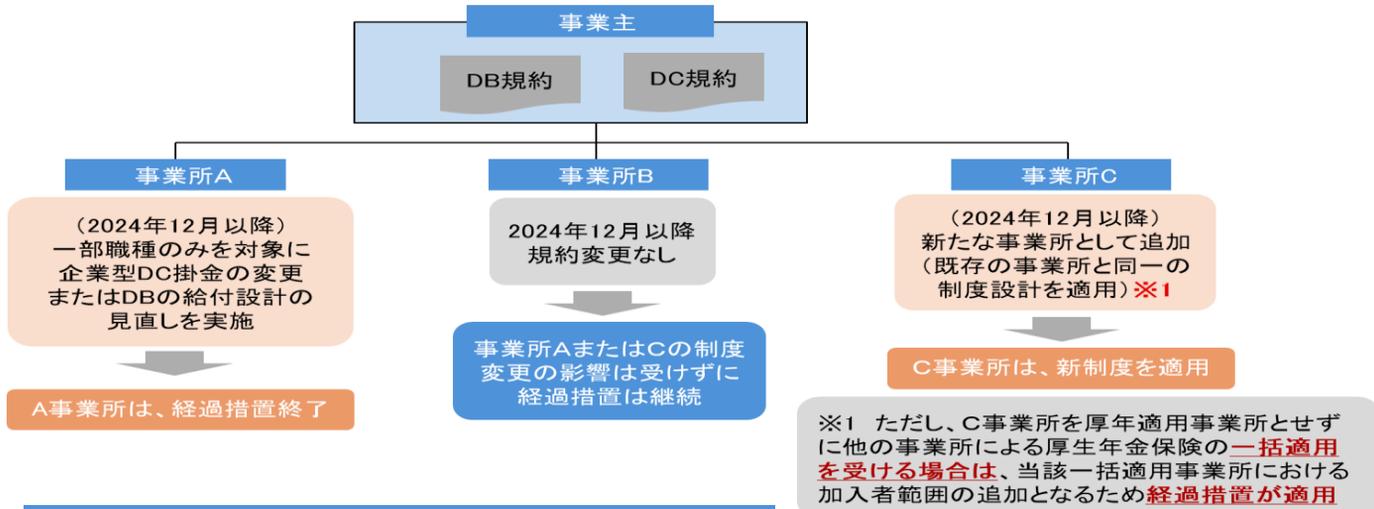
経過措置に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> 「給付設計に関する事項」の変更の際の財政再計算は以下のとおりで、いずれの場合も経過措置の適用終了要件に該当 <ol style="list-style-type: none"> ①定例の財政再計算と同時にされることによりDB法第58条第1項に基づくもの ②DB法第58条第2項(給付の設計を変更する場合(DB法施行規則第50条第4号のうちの給付設計を変更する場合))に基づくもの
基礎率の洗替	<ul style="list-style-type: none"> DB法第58条第1項に基づく定例の財政再計算であって、基礎率の洗い替えのみを行う場合は、「給付設計に関する事項」を変更していないことから経過措置は継続可能
軽微な給付設計の変更	<ul style="list-style-type: none"> 「給付設計に関する事項」を変更する場合(DB則第50条第4号)であっても「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合(軽微な給付設計変更)^{※2}は財政再計算が実施不要のため、経過措置は継続可能 <p>※2 給付設計の変更によって端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は、給付水準に一定程度の変動が生じると考えられることから、「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」には該当しないものとして取り扱う</p>
給付設計を他の規約変更と一緒に実施した場合	<ul style="list-style-type: none"> 給付設計の変更と同時に他の規約事項を変更して財政再計算を行った場合は、同時期に給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否に基づいて経過措置の適用終了要件の該当を判断する

本紙掲載のトピックス

【DC拠出限度額の経過措置の取扱い事例】

(事例1) 実施事業所が2以上の場合

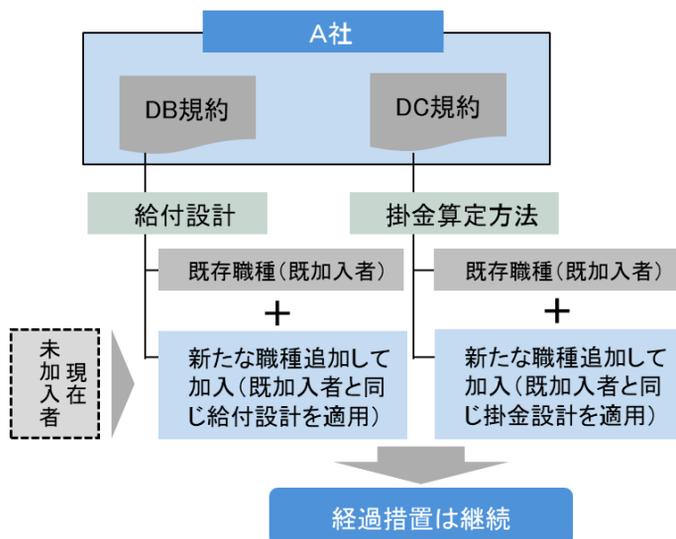
- 経過措置の適用は**企業型DC規約ごとに実施事業所単位で管理する**
- 同一の事業主の下で実施事業所が、2以上ある場合も同様に、**実施事業所単位で管理する**



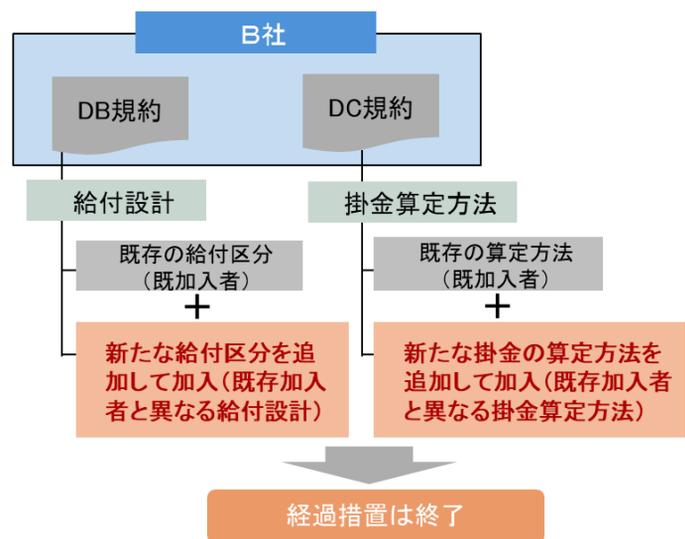
(事例2) 一定の資格の追加等

- 実施事業所の従業員のうち一部のみに企業型DC・DBの加入者としている場合、一定の資格を新設・変更する規約変更を行うことにより、現在加入者ではない従業員を新たに加入者の範囲に加え、新たに追加される加入者に対して**既存の加入者と同じ事業主掛金額・給付設計を適用する場合は、経過措置は継続する**
- しかし、新たに追加する加入者に対して、**既存の企業型DC加入者とは異なる「事業主掛金額の設定」、または既存のDB加入者とは異なる「給付区分の設定」を行う場合は、経過措置は終了となる**

【ケース1】既存の制度設計を適用する場合



【ケース2】新たな制度設計を適用する場合



1. 公的年金及び企業年金制度関連

1-1. 公的年金の2022年度の年金額改定について

- 厚生労働省が、公的年金の2022年度の年金額を、2021年度から0.4%引き下げることを公表

～以下、メールマガジン「公的年金の2022年度の年金額改定について」(1/24)「転載～

1月21日、厚生労働省は総務省による2021年平均の全国消費者物価指数の公表を受け、公的年金の2022年度の年金額を、2021年度から0.4%引き下げることを公表しました(※1)。

公的年金の年金額は、毎年、物価や賃金の変動率等に応じて改定されます。

2022年度の年金額改定は、新規裁定年金、既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(△0.4%)
=実質賃金変動率(△0.2%) + 物価変動率(△0.2%) + 可処分所得割合変化率(0.0%)に従い改定されることとなります。

また、賃金と物価の変動がマイナスの場合は、マクロ経済スライド(※2)による調整を行わないルールのため、2022年度はスライド調整は行われません。

このマクロ経済スライドの未調整分(△0.3%)は、翌年度以降に繰り越されます。

なお、マクロ経済スライドによるスライド調整率(△0.3%)は、以下の方法で算出されます。

○マクロ経済スライドによるスライド調整率(△0.3%)

=△0.1%(令和3年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)

+△0.2%(令和4年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率)(※3)

(ご参考)

※1 厚生労働省「令和4年度の年金額改定についてお知らせします。」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/000725140.pdf>

※2 マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、年金額を自動的に調整する仕組みのことです。年金額の改定率は、物価・賃金の変動率からスライド調整率を控除することによって算出されます。

※3 公的年金被保険者数の変動率(0.1%) + 平均余命の伸び率(△0.3%) = △0.2%

1-2. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し等に伴う確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令等の公布

- 1月21日、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」を公布
- 2024年12月1日に施行される企業型DC及びiDeCoの拠出限度額の見直し等に伴い、DC・DB省令等の一部を改正するもの

三菱UFJ年金ニュースNo.532(1/25)

ポイント

- 1月21日、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」※1が公布されました。2024年12月1日に施行される企業型DC及びiDeCoの拠出限度額の見直し等に伴い、DC・DB省令等の一部を改正するものです。合わせて、通知※2~5及び意見募集結果※6、7も発出、公表されました。
- DC・DB省令の主な改正内容は、以下のとおりです。
 1. DC事業主による加入者情報の通知
 2. 他事業主に使用される者として他制度加入者となる者の申出
 3. 企業型DC加入者等が閲覧できる事項等
 4. iDeCo加入者の他制度資格有無の申出
 5. iDeCoの事業主証明書と資格確認の廃止
 6. 企業型DC及びDB事業主等から国民年金基金連合会への情報提供
 7. DB規約の軽微な変更の見直し
 8. 基金型DB加入者の資格取得・喪失情報の届出期限の見直し
 9. DB規約の変更に係る実施事業主への情報提供

※1 [確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令](#)

※2 [「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について\(通知\)](#)

※3 [「確定拠出年金制度について」の一部改正について](#)

※4 [「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について](#)

※5 [確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて\(通知\)](#)

※6 [「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案」に係る意見募集結果について](#)

※7 [「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する意見募集結果について](#)

施行期日

- 2024年12月1日施行

1-2. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し等に伴う確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令等の公布

1. DC省令の改正概要

改正項目	省令の改正概要
(1) DC事業主による加入者情報の通知	<p>【企業型DC事業主による企業型記録関連運営管理機関(以下、企業型RK)への加入者情報の通知】(DC法施行規則第10条、第11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主は、企業型DC規約の承認を受けたときは、速やかに、企業型DC加入者が他制度加入者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額等を企業型RKに通知すること 事業主は、企業型DC加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかにその旨及び変更後の他制度掛金相当額を企業型RKに通知すること
(2) 他事業主に使用される者として他制度加入者となる者の申出	<p>【企業型DC加入者の事業主への他制度掛金相当額の申出】(DC法施行規則第12条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者は、自らが加入している企業型DC事業主(以下、企業型DC加入事業主)以外の事業主に使用される場合であって、他制度加入者に該当するときは、速やかに、他制度掛金相当額等を記載した申出書及び他制度掛金相当額を証する書類を企業型DC加入事業主に提出すること 企業型DC加入者は、他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかに変更後の他制度掛金相当額等を記載した申出書及び他制度掛金相当額を証する書類を企業型DC加入事業主に提出すること
(3) 企業型DC加入者等が閲覧できる事項等	<p>【企業型RK等の他制度掛金相当額の開示】(DC法施行規則第21条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者等が閲覧できる事項等は次の事項とする <ol style="list-style-type: none"> ①企業型DCの事業主掛金及び加入者掛金の拠出状況 ②他制度加入者に該当する場合は他制度掛金相当額 ③企業型DC加入者に該当する場合はその旨及び他制度掛金を考慮してiDeCoに拠出できると見込まれる掛金額 ④iDeCo掛金の拠出に資する情報 <p><ご参考>企業型RK等は、ホームページにおいて、企業型DC加入者に係る他制度掛金相当額等を当該企業型DC加入者が閲覧できる状態に置かなければならない(DC法第27条第2項)</p>
(4) iDeCo加入者の他制度資格有無の申出	<p>【iDeCo加入者の国民年金基金連合会への資格有無の申出】(DC法施行規則第39条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金第2号被保険者がiDeCo加入者となろうとするときは、国民年金基金連合会に対して、以下の資格有無を申し出ること <ol style="list-style-type: none"> ①企業型DC加入者 ②他制度加入者(DB、私立学校教職員共済、石炭鉱業基金) ③国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員 <p>(DC法施行規則第45条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該資格を取得・喪失した場合は、(氏名、性別、住所、生年月日、基礎年金番号に加えて)取得・喪失した当該資格の名称及び資格・喪失年月日等を記載した届出書を国民年金基金連合会に提出すること

1-2. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し等に伴う確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令等の公布

1. DC省令の改正概要(続き)

改正項目	省令の改正概要
(5) iDeCoの事業主証明書と資格確認の廃止	<p>【iDeCo加入時の事業主証明書及び年1回の資格確認の廃止】 (企業年金プラットフォームでの情報連携の開始による) (DC法施行規則第39条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前頁(4)の申出に際して、(4)に記載の各制度の資格の有無についての「事業主証明書」の添付を不要とする (DC法施行規則第45条) 毎年1回、iDeCoの資格の有無に関する国民年金基金連合会への届け出の提出を不要とする
(6) 企業型DC及びDB事業主等から国民年金基金連合会への情報提供	<p>【企業型DC及びDB事業主等から国民年金基金連合会への他制度掛金相当額等の通知】(企業年金プラットフォームへの情報連携) (DC法施行規則第61条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC事業主が、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における企業型DC加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して2営業日以内に、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知する事項に、他制度加入者に該当する場合にあっては、他制度掛金相当額を追加する DB事業主等は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における他制度加入者に関する他制度掛金相当額等の情報を翌月末日までに、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならない(なお、加入者等に関する情報の管理に係る業務を委託している場合は、当該委託法人を経由して行う) <ul style="list-style-type: none"> ①基礎年金番号、性別及び生年月日 ②DB等を実施する厚生年金適用事業所又は事業主名称 ③他制度掛金相当額 ④iDeCo掛金額が拠出限度以内であることを確認するための情報

2. DB省令の改正概要

改正項目	省令の改正概要
(7) DB規約の軽微な変更の見直し	<p>【DB規約のその他軽微な変更の見直し】 (DB法施行規則第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> DB法施行規則第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更から、「規約変更が効力を有する日前の期間に係る給付額を増額する場合の規約変更(事業主が企業型DCを実施している場合に限る)」を除く
(8) 基金型DB加入者の資格取得・喪失情報の届出期限の見直し	<p>【基金型DB実施事業主の基金への届出期限の変更】 (DB法施行規則第22、第23条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金型DBの事業主が基金に届け出なければならない加入者の資格取得・喪失情報の届出期限について、当該資格取得・喪失日から30日以内としているところ、これを当該資格取得・喪失日から30日又は当該資格取得・喪失日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までに変更

1-2. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し等に伴う確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令等の公布

2. DB省令の改正概要(続き)

改正項目	省令の改正概要
(9)DB規約の変更に係る実施事業主への情報提供	【DB事業主代表・DB基金の実施事業主への規約変更内容の通知】 (DB法施行規則第85条の3) <ul style="list-style-type: none">DB事業主の代表又はDB基金は、規約を変更しようとするときは、当該変更に係るDBの実施事業所の事業主へ、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報提供を行わなければならない

経過措置

項目	経過措置の概要
(1)経過措置が終了する事由	【2024年12月1日以後、経過措置が終了する事由】 <ul style="list-style-type: none">企業型DC規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法(DC法第3条第3項第7号)の見直しを行った場合(DB等を実施している事業主が、事業主掛金額について月額2.75万円を超える掛金額の変更を行った場合を含む)DB規約事項のうち、給付設計(DB法第4条第5号)に掲げる変更であって、DB法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の財政再計算を伴う変更を行った場合2024年12月1日以後に、新たにDBを実施した場合現にDBを実施する事業主が2024年12月1日以後にDBを終了した場合
(2)経過措置が終了となった場合の通知	<ul style="list-style-type: none">事業主は、2024年12月1日以後に経過措置が終了となった場合は、速やかに、その旨を企業型RKに通知すること(ただし、事業主が記録関連業務の全部を行う場合は、この限りではない)
(3)他制度掛金相当額に係る規約変更	<ul style="list-style-type: none">2024年12月1日前に財政再計算を行うことなく他制度掛金相当額を規約に定める場合の規約の変更は、「特に軽微な変更」とする (公布日より施行)

1-3. 2022年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について

- 2022年度における継続基準の下限予定利率、非継続基準の予定利率を改正
- 継続基準の下限予定利率は年0.0%、非継続基準の予定利率は年0.66%

三菱UFJ年金ニュースNo.533(3/16)

ポイント

- 2022年度のDB年金における継続基準の下限予定利率(※1)、非継続基準の予定利率(※2)は以下のとおりです。
- 継続基準の下限予定利率:年 0.0%
- 非継続基準の予定利率 :年 0.66% (0.16~1.16%)

※1 [令和4年3月15日告示第69号](#)

※2 [令和4年3月15日告示第68号](#)

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均を勘案して設定されています。

年度	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準(※3)
2018	0.0%	1.24% (0.74%~1.74%)
2019	0.0%	1.05% (0.55%~1.55%)
2020	▲0.1%	0.81% (0.31%~1.31%)
2021	0.0%	0.63% (0.13%~1.13%)
2022	0.0%	0.66% (0.16%~1.16%)

※3 非継続基準の予定利率は、

[基金型]代議員会の議決
[規約型]被保険者等の過半数で
組織する労働組合等の同意

を得ることを前提に、括弧書きの範囲での設定が可能です

2.その他トピックス

2-1. 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定

- 2月1日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定
- コロナ感染拡大による失業等給付費等の増加から、政府は今年10月から保険料率を0.4%引上げる方針

～以下、メールマガジン「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定(2/4)」転載～

2月1日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」※1が閣議決定されました。

雇用保険は新型コロナウイルス感染症拡大前までは積立金が十分に確保されていたことから、これまで保険料率の引下げが行われて来ましたが、新型コロナウイルスの感染症拡大による失業等給付費等の増加から、今般、暫定保険料率の引上げが行われることとなります。

今後、企業にとっては人事コストの増加に繋がるとともに、従業員の本人負担分も増加となります。政府は今国会での法案の可決を目指し、今年10月から保険料率を0.4%引上げるとしています。

本法案の背景と改正概要についてご案内します。

<法改正の背景>

- 積立金が十分に確保されていたこと等から、2017年・2020年の雇用保険法改正により、保険料率
・国庫負担割合の暫定引下げ及び給付面の暫定措置
(雇止め離職者への給付日数拡充等)を実施
- 一方、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、雇用調整助成金の特例支給のための財源措置等として以下を実施
 - ・一般会計からの繰入規定
 - ・失業等給付の積立金から雇用調整助成金等に要する経費への借入規定

<法改正の趣旨>

- ・失業給付に係る暫定措置の継続等、求人メディア等のマッチング機能の質の向上、地域のニーズに対応した職業訓練の推進等の措置を講ずる。
- ・雇用保険財政の現状を踏まえ激変緩和のための暫定的な雇用保険料率を定める。
- ・より機動的な国庫負担が可能となる仕組みを設ける。
- ・給付面の暫定措置は当面、延長する。

2-1. 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定

<法改正の概要>

1. 失業等給付に係る暫定措置の継続等(雇用保険法・雇用保険臨時特例法)
2. 求人メディア等のマッチング機能の質の向上(職業安定法)
3. 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等(職業能力開発促進法)
4. 雇用保険料率の暫定措置及び雇用情勢等に応じた機動的な国庫負担の導入等(雇用保険法・労働保険徴収法、特別会計法)
 - 雇用保険の失業等給付に係る保険料率(原則0.8%)について
 - ・2022年4月～9月は0.2%、2022年10月～2023年3月は0.6%(0.4%引上げ)とする。
 - 求職者給付の国庫負担割合について
 - ・雇用保険財政や雇用情勢に応じて異なる国庫負担割合を適用する。
 - ・別途国庫から機動的に繰入れ可能な仕組みを導入する。
 - 育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置について
 - ・2024年度まで継続する。
 - 求職者支援制度の国庫負担割合の引下げの暫定措置について
 - ・当分の間、本則(1/2)の55/100とする。
 - コロナ禍への対応のための失業等給付等への国庫から繰入れ及び雇用安定事業に係る国庫負担の特例の暫定措置について
 - ・2022年度まで継続する。
 - 育児休業給付費及び雇用安定事業費の財源について
 - ・積立金からの借入れを可能とする暫定措置を2024年度まで継続する。
 - ・当該借入額の返済猶予等を可能とする。

<施行期日>

2022年4月1日、ただし、
改正の概要1の一部は2022年7月1日
改正の概要2の一部、3の一部は2022年10月1日

※1「雇用保険法等の一部を改正する法律案」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/208.html>

2-2. 人的資本の情報開示に新たな動き 日本も参考指針策定へ

- 内閣官房は、「非財務情報可視化研究会」を発足し、2月1日に初会合を開催
- 人的資本等の非財務情報について価値を評価する方法を検討し、今夏までに、企業経営の参考指針が策定される見込み

～以下、メールマガジン「人的資本の情報開示に新たな動き 日本も参考指針策定へ(2/15)」転載～

人的資本の情報開示が世界的な潮流となる中、内閣官房は、「非財務情報可視化研究会」(※1)を発足しました。

同研究会は、新しい資本主義実現本部(会議)(本部長(議長):岸田文雄首相)のワーキンググループで、「人材版伊藤レポート」(※2)で著名な伊藤邦雄 一橋大学CFO教育研究センター長が座長を務めます。

人的資本等の非財務情報について価値を評価する方法を検討し、今夏までに、企業経営の参考指針が策定される見込みです。

2月1日の初会合では、以下の論点案が提示されました。

<論点案>

- 無形資産投資の充実を通じた企業の持続的価値創造を促すためには、企業と投資家の意思疎通手段の強化や、非財務情報の見える化をどのように図るべきか
- 例えば、有価証券報告書における非財務情報の開示充実を前提とした場合、企業はどのように開示に取り組むべきか
- 企業が任意で行う開示(統合報告書やサステナビリティ報告書等)では、どのような内容が求められるか
 - ・企業の成長戦略と無形資産投資の関連付けや、財務と非財務情報の統合性を向上させるための参考指針として何が必要か
 - ・企業による人的投資を見える化し、投資家やステークホルダーとの意思疎通を促すためには、どのような指標やKPIを示すべきか
 - ・投資家による情報の比較可能性や、国際的な非財務情報開示のフレームワークや基準等との整合性をどのように確保すべきか
- 企業と投資家の対話や意思疎通を通じた持続的な価値創造力の強化、無形資産投資の充実に向けた課題や対応策としてどのようなことが考えられるか

<所見>

海外では、既に、様々な団体が非財務情報開示のフレームワークや基準を策定しています。特に、2020年、米国証券取引委員会(SEC)が米国上場企業に対し、人的資本の情報開示を義務化したことは、大きな話題となりました。

日本でも「費用としての人件費から、資産としての人的投資へ」の変革に向け、議論が加速するものと思われます。

2-2. 人的資本の情報開示に新たな動き 日本も参考指針策定へ

<ご参考資料>

※1 第1回 非財務情報可視化研究会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/hizaimu_dai1/index.html

※2 人材版伊藤レポート

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kigyo_kachi_kojo/pdf/20200930_1.pdf

2-3. 政府「第2回全世代型社会保障構築会議」を開催

- 3月9日、政府は「第2回全世代型社会保障構築会議」を開催
- 「人への投資」の観点から当面の論点を明示

～以下、メールマガジン「政府「第2回全世代型社会保障構築会議」を開催(3/11)」転載～

3月9日、政府は社会保障全般の総合的な検討を行う「第2回全世代型社会保障構築会議」を開催しました(※1)。

今回、「人への投資」の観点から当面の論点が明示され、今後はそれぞれの論点について検討が行われることとなります。

<当面の論点>

- (1)男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援
- (2)勤労者皆保険の実現
 - ・2020年年金制度改正法に基づき厚生年金・健康保険の適用拡大を着実に進める
 - ・適用拡大を更に進めるため、対象範囲を規定する各要件等を検討
 - ・フリーランスやギグワーカーへの社会保険の適用を検討
 - ⇒現行制度では対応できない非典型労働就労者のため、第4号被保険者の創設を検討すべきとの委員意見あり
- (3)女性の就労の制約となっている制度の見直し
 - ・106万円の壁、130万円の壁(※2)等、既婚女性の働くインセンティブを阻害する仕組み(社会保険や企業慣行等)の見直しを検討
- (4)家庭における介護の負担軽減(介護離職を防ぐ制度、認知症を抱える家族の支援等)
- (5)地域共生社会づくり(孤立、独居困窮者・高齢者対策等)
- (6)医療・介護・福祉サービス(デジタル技術活用、医療・介護提供体制改革等)

2-3. 政府「第2回全世代型社会保障構築会議」を開催

<ご参考>2020年年金制度改正法に基づく厚生年金・健康保険の適用拡大>

働き方に拘わらず充実した社会保障制度を整備するため、厚生年金保険の適用を以下の通り拡大。

(1)企業規模要件

- ・企業規模要件を100人超に変更(施行日:2022年10月1日)
- ・企業規模要件を50人超に変更(施行日:2024年10月1日)

(2)勤務期間要件(施行日:2022年10月1日)

- ・1年以上から2か月超に変更

(3)被用者保険の適用事業所の範囲の見直し(施行日:2022年10月1日)

- ・非適用業種のうち弁護士等の「士業」について、新たに適用対象に追加

(4)労働時間要件(週20時間以上)

- ・短時間労働者の就業に与える影響等も考慮し、現状維持

(5)賃金要件(月額8.8万円以上)

- ・国民年金第1号被保険者とのバランスや最低賃金の水準等を踏まえ、現状維持

(6)学生除外要件

- ・近時の学生の就労状況の多様化等を踏まえ、現状維持

<所見>

岸田首相は施政方針演説における分配戦略の中で、「人への投資」の抜本的な強化を謳っています。

具体的な施策例としてスキル向上、再教育充実、副業の活用といった人的投資の充実を挙げた他、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤であることの株主との共通理解のため、今年中に非財務情報の開示ルールを策定すると述べました。

今後、「人への投資」の強化を具体的にどのような施策として打ち出していくのか、議論の動向を注視していきたいと思えます。

※1 内閣官房「全世代型社会保障構築会議(第2回)議事次第」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_hosyo/dai2/gijisidai.html

※2 106万円の壁、130万円の壁

106万円の壁は、勤務先において社会保険(厚生年金・健康保険)への加入義務が生じる要件のうち、年収要件(凡そ106万円以上)を指す。

130万円の壁は、勤務先に拘わらず社会保険への加入義務が生じる年収要件(130万円以上)を指す。

3. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2022年1月～3月)

3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2022年1月～3月)

	タイトル	公的年金 企業年金	その他
2022年 1月	公的年金の2022年度の年金額改定について	○	
	確定拠出年金の拠出限度額の見直し等に伴う確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令等の公布	○	
2022年 2月	「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定		○
	人的資本の情報開示に新たな動き 日本も参考指針策定へ		○
2022年 3月	政府「第2回全世代型社会保障構築会議」を開催		○
	2022年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について	○	

本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境、企業動向の変化や相場変動、労働法制、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。

本資料は、弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。

本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 年金コンサルティング部
〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 三菱UFJ銀行本館ビル

www.mufg.jp